皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の山口県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　九月二十日

皇居（乾門）御出門
東京国際空港御御発　特別機
山口宇部空港御御着
山口県庁
大内光輪保育園
第お泊所　ホテルニューターナカ

第二日　十月一日

維新山口県山口総合庁舎
維新百年記念公園陸上競技場（国体総合開会式場）
お泊所　ホテルニューターナカ

第三日　十月二日

山口県亀山運動場
維新百年記念公園陸上競技場
山口市民スポーツの森西京スタジアム
山口県社会福祉会館
山口県産業技術センター
山口宇部空港御御発　特別機
東京国際空港御御着
還幸啓

天候不良等の場合

第一日九月二十日特別機が飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門
東京国際空港御御発　特別機
山口宇部空港御御着
大内光輪保育園
お泊所　ホテルニューターナカ

第一日九月二十日特別機が欠航の場合は、東京発を翌十月一日とし、同機が欠航の日の御日程を次のとおり一部変更する。

皇居（乾門）御出門
東京国際空港御御発　特別機
山口宇部空港御御着
山口県山口総合庁舎
山口県山口総合庁舎以下当初の第二日の御日程に同じ。

第二日十月一日国体総合開会式場が山口県スポーツ文化センターとなる場合は、同日の日程を次のとおり変更する。

山口県山口総合庁舎
山口県スポーツ文化センター（国体総合開会式荒天会場）
お泊所　ホテルニューターナカ

第三日十月二日軟式野球競技が会場御着前に中止になる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

維新百年記念公園陸上競技場御着まで当初の第三日の御日程に同じ。

維新百年記念公園陸上競技場
山口県社会福祉会館
山口県社会福祉会館以下当初の第三日の御日程に同じ。

官庁発表

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 23 年８月 31 日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間779円」を「１時間786円」に改める。

国家試験

第 97 回薬剤師国家試験の施行

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第97回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

平成 23 年８月 31 日

厚生労働大臣　細川　律夫

１　試験期日　平成24年３月３日（土曜日）及び同月４日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県

３　試験科目

必須問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

一般問題試験

薬学理論問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理

薬学実践問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

４　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　薬剤師法第15条第１号の規定に基づく受験資格　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものに限る。以下「６年制課程」という。）を修めて卒業した者（平成24年３月27日までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　薬剤師法第15条第２号の規定に基づく受験資格　外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

⑶　薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号。以下「改正法」という。）附則第２条及び第３条の規定に基づく受験資格

ア　改正法の施行日（平成18年４月１日。以下「施行日」という。）において、改正法による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第15条第１号に該当する者

イ　施行日において、旧薬剤師法第15条第２号に該当する者

ウ　施行日前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第15条第１号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものを除く。）を修めて卒業した者を除く。）

エ　外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者であって、施行日以後６年の間に、厚生労働大臣が旧薬剤師法第15条第１号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

オ　平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものを除く。以下「４年制課程」という。）を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が「薬剤師法の一部を改正する法律附則第３条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）」で定めるところにより、改正法による改正後の薬剤師法第15条第１号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第５号）様式第７により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者は、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルの上半身像のもので、裏面に氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒（受験票送付用）縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。